

誓約事項（読書）

1. 事業者・登録要件

本事業に参加できる事業者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 愛媛県内の書籍販売店であること。
- (2) 国または地方公共団体が所管する補助金交付等の停止及び契約にかかる指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 関連諸法令に違反し、若しくはそのおそれがなく、また、第三者からこれらの指摘を受けていないこと。
- (4) 法令や同意した規定等を遵守していない取引が混在する業者でないこと。
- (5) 「3.文化芸術鑑賞等促進事業の対象とならない取引」がある場合、文化芸術鑑賞等促進事業の対象となる取引と分けて決済できること。
- (6) 事務局が求めた場合には、要件を満たしていることを証明できる証憑を提出できること。
- (7) 本事業に関する内容等について、事務局からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。

2. 登録対象外事業者

以下の各号のいずれかに該当する事業者は対象外とする

- (1) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行うもの。
- (2) 暴力団員における不当な行為の防止などに関する法律（平成3年度法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体。
- (3) 「3.文化芸術鑑賞等促進事業の対象とならない取引」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗。
- (4) 国税及び地方税に未納があるもの（ただし、徴収猶予の特例に係るものは除く。）
- (5) その他事務局が適当でないと認めるもの。

3. 文化芸術鑑賞等促進事業の対象とならない取引

- (1) 対象となる書籍（別紙・募集要項参照）以外の商品への支払い。
- (2) 1回の利用につき、1,000円以下の購入。なお、対象書籍2冊以上同時購入での合算での利用は可能。
- (3) 自社商品への支払い。
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機材及び仕入商品の購入。

- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ、質入れ。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和 22 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い。
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- (8) キャンセルにより存在しなくなった取引に対する支払い。
- (9) その他本事業の目的・趣旨から適切でないと事務局が判断するものに対する支払い。

4. 登録事業者の遵守事項

- (1) 登録事業者において「愛顔の読書券」（以下「読書券」）を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるように明示すること。
- (2) 不当な取引の防止を適切に行うこと。
- (3) 登録事業者に帰責する不当な取引によって、事務局に損害が生じた際に、その帰責の程度に応じて損害額に相当する金額を事務局に支払うこと。
- (4) 登録事業者であることが明確になるよう、登録事業者である旨を事務局が定めた方法に従い利用者がわかりやすい場所に掲示すること。なお、掲示期間は、掲示物が交付された日から事業の終了または登録取り消しまでとする。
- (5) 本事業の対象となる事業者の要件に該当しなくなった場合、速やかに事務局と連絡を行うこと。なお、事業者の要件に該当しなくなったことが明らかになった時点より、登録事業者を取り消される。また、不当な目的でサービスを利用しようとするなど、その他事務局が適当でないと判断する場合は登録事業者を取り消される。
- (6) 利用される「読書券」について受け取って問題がないのかの確認をすること。なお、ニス印刷がない、色合いが「見本券」と明らかに違うなど、偽造された「読書券」と判別できる場合は、「読書券」の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報し、またその旨を事務局にも報告すること。確認用として配布する「読書券」見本券は施設内で取り扱う全ての者に周知すること。
- (7) 「読書券」を受け取った時には、再流通を防止するため、「読書券」裏面に利用日付を記入することとし、既に利用日付が記入されているものは、受取を拒否すること。
- (8) 精算の際に本券から切り離した半券は登録事業者で保管すること。
- (9) 「読書券」の交換及び売買は行わないこと。
- (10) 事業実施期間に限って、事業内容を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、事業内容等を変更していると認めた場合は、申請時点をさかのぼって本事業の登録対象外とする。

5. その他同意事項

- (1) 転売・譲渡・換金・預け入れの禁止
「読書券」を転売・譲渡・現金への換金、質入れ及び金融機関への預け入れをしてはならない。
- (2) 「読書券」の利用
「読書券」は、額面金額以上の支払いにのみ利用できる。「読書券」で決済された場合は、釣銭を出してはならない。
- (3) 盗難・紛失等
「読書券」の盗難・紛失、滅失、破損又は偽造、模造等に対しては、事務局は責任を負わない。
- (4) 「読書券」の利用期間
「読書券」は記載された利用期間内に限り利用可能とする。なお、期限を過ぎた利用は無効とする。
- (5) 画像の流用
登録事業者は、事務局が登録事業者を紹介するために公式HPやSNSに掲載する画像について、登録事業者の公式HP・公式SNSより取得し、利用することに同意しなければならない。
- (6) 登録事業者情報の第三者提供
登録事業者は、「10.個人情報の取り扱いについて（1）個人情報の利用目的」に定める場合に限って、事務局が登録事業者情報を第三者に提供することについて同意することとする。
- (7) 精算サイクル
本事業にかかる精算については、事務局が行う。毎月月末日（換金申請郵便物の事務局到着分）を締め日とし、翌月15日に登録申請時に登録された口座へ入金する。（15日が銀行休業日の場合は翌営業日）
- (8) 精算方法
別途配布する「事業者マニュアル」にある手順に従って精算申請を行うこととする。なお、申請手段は郵送のみとし、事務局が精算のため「読書券」を直接回収することはない。
- (9) 紛失など
登録事業者と利用者との間で本事業に関して紛争などが生じた場合は、登録事業者と利用者間で解決するものとする。

(10) 解約

事業実施期間中に登録事業者を取り消す場合は、事務局への連絡の後、指示に従い解約書類を事務局に提出する。

(11) 規定等の変更

公式 HP 等で告知することにより、事務局が本事業の詳細について変更することができる。

6. 行政への協力

- (1) 文化芸術鑑賞等促進事業期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従うこと。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合はそれに従うこと。
- (2) 文化芸術鑑賞等促進事業期間中に、従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告する。
- (3) 愛媛県が事前通告なしに行う訪問調査に協力する。
- (4) 提出した申請や報告の情報を事務局がメディアを通して公表する場合（統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む）がある。

7. ガイドラインに基づく取組等

- (1) 日本書店商業組合連合会が定める書店における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日）の取組を実施する。
- (2) 「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示する。
 - ア 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - イ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
- (3) 「えひめコロナお知らせネット」に登録し、その QR コードを店頭に掲示する。
- (4) 利用者に対して、以下の事項を周知する
 - ア 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - イ できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ウ 咳エチケットを守ること。
 - エ マスクを着用すること。
 - オ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を利用すること。

8. 受領後の読書券の取り扱い

- (1) 個人情報保護の観点から、利用者から受領した「読書券」は鍵付きのレジや金庫など事業者以外の他者の手に届かない場所に保管するものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策・緊急連絡の観点から、受領時に利用日付を記入することとする。

9. 宣誓

(1) 定義

本宣誓において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

ア 「本事業」とは令和3年度愛媛県2月補正予算に盛り込まれた「文化芸術鑑賞等促進事業」をいう。

イ 「不当な取引」とは、次の各号に掲げる取引をいう。

- ① 他人の「読書券」を用いて決済した結果として自己または第三者が本事業による利益を享受すること。
- ② 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による利益の享受を受けることのみを目的として、「読書券」による決済を行い、自己または第三者が本事業における利益を享受すること。
- ③ 本事業の対象ではない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は第三者が事業における利益を享受すること。
- ④ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。
- ⑤ 本事業の対象でない事業者が対象であると申告することで、第三者に本事業における利益を享受させること。
- ⑥ その他事務局が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引。

ウ 登録事業者とは書籍を販売する事業者のうち、本事業に参加する事業者をいう。

エ 「読書券」とは、本事業に伴い事務局が発行するクーポン券をいう。

(2) 宣誓事項

本事業に参加を申込み登録事業者は、次の各号に掲げる事項について異存がなく誠実に遵守することを宣誓する。

ア 本事業の趣旨を十分理解し、不当な取引の防止を適切に行うこと。また、登録事業者で従事する者に対しても宣誓書の定義・宣誓事項・確認事項を確実に周知・指導し、不当な取引を防止するために適切な対策を講じること。

イ 事務局が不当な取引であることが疑われるものを検知した場合において、事務局が行う次の各号に掲げる調査を行うことに同意し、協力すること。

- ① 不当な取引を行ったことが疑われる登録事業者について本申請などを通じて事務局が取得した情報その他の関連情報の調査。
- ② 不当な取引を行ったことが疑われる登録事業者についての過去の問合せ等の履歴の調査。
- ③ 不当な取引を行ったことが疑われる登録事業者に対するメール、電話等による調査又は訪問調査。

ウ (1) イに定める不当な取引が行われた場合には、次の各号に掲げる不当な取引を行った者を特定するために必要な情報を本事業の委託先等との間で共有することについて異存がないこと。

- ① 社名(個人事業主にあつては事業主名)
- ② 代表者名
- ③ 代表者生年月日
- ④ 設立年月日
- ⑤ 当該社及び不当な取引が行われた事業者の電話番号
- ⑥ 当該社及び不当な取引が行われた事業者の所在地
- ⑦ 不当な取引を行った事実
- ⑧ 振込先銀行口座番号

エ 本事業の対象となる取引においてキャンセルや返品が発生した場合に、事務局の指示に従い、その旨を適切に処理すること。

(3) 確認事項

本事業に参加を申込み登録事業者は、申込者について次の各号に掲げる事項を満たすことを確認したことを宣誓する。

- ア 別途記載の登録事業者要件を満たすこと。
- イ 別途記載の登録の対象外となる事業者に該当しないこと。
- ウ 暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者に該当しないこと。
- エ 別途記載の文化芸術鑑賞等促進事業の対象とならない取引に該当しないこと。
- オ 別途記載の登録事業者の遵守事項に従うこと。
- カ 別途記載のその他同意事項に従うこと。
- キ 別途記載の行政への協力に従うこと
- ク 別途記載のガイドライン等の取組等に従うこと。

10. 個人情報の取り扱いについて

事務局は、文化芸術鑑賞等促進事業で提供するサービス(以下、「サービス」という。)における、個人情報の取扱いについて以下のとおり個人情報保護方針を定めます。

(1) 個人情報の利用目的

文化芸術鑑賞等促進事業でお預かりする個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

- ア サービスの提供・運営のため。
- イ 利用者からのお問い合わせに回答するため。
- ウ 警約書に違反、または不当な目的でサービスを利用しようとする登録事業者を特定し、事業の登録対象外とするため。
- エ 登録事業者への「読書券」の精算支払いのため。
- オ 上記の利用目的に付随する目的。
- カ 愛媛県からの各種案内のため。

(2) 取得する内容

事務局は、事業者が登録をする際に氏名、住所、電話番号、メールアドレス、銀行口座情報を取得いたします。

(3) 取得する方法

公式 HP、メール、または郵送、FAX 等で取得いたします。

(4) 個人情報の管理

お預かりした個人情報は、個人情報保護方針に則り、適切に管理いたします。

(5) 個人情報の第三者提供

本利用目的に定める場合を除き、事務局はお預かりした個人情報を本人の同意なく第三者へ提供することはありません。

(6) 個人情報取扱業務の委託

事務局はお預かりした個人情報取扱業務の一部または全部を外部委託することがあります。なおその場合は、事務局と同等またはそれ以上の管理水準に達していると判断した委託先限り、利用目的の範囲内でのみ委託いたします。

(7) 個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等

事務局がお預かりした個人情報に対して、利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者提供の停止等の依頼があった場合は速やかに対応いたします。なお、不明な点につきましては以下の問い合わせ先へ連絡いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

文化芸術鑑賞等促進事業 事務局

(株式会社エス・ピー・シー内)

TEL：089-931-6002（登録事業者向け）

担当窓口：赤松・金子

e-mail：ehime-dokusyo@kk-spc.co.jp
